

機械クラブ会則

第1条(名称)

本会は、神戸大学 KTC 機械クラブと称する。

第2条(目的)

本会は、会員と母校との連絡、会員相互の親睦をはかり、技術者の人格向上に寄与することを目的とする。

第3条(構成)

本会は、次の会員で構成する。

- (1) 旧神戸高等工業学校および旧神戸工業専門学校の、機械科ならびに精密機械科の卒業生 および、これに準ずる者
- (2) 神戸大学工学部機械工学科ならびに生産機械工学科の卒業生およびこれに 準ずる者
- (3) 神戸大学大学院自然科学研究科機械工学専攻の修了者

第4条(代表)

- (1) 卒業各クラスに、クラス代表(若干名)、および研究室代表(若干名)を置く。
- (2) 前項の代表は、各クラス会員・各研究室会員それぞれの互選、もしくは現職教員の 推薦により、これを決める。
- (3) 複数の企業に企業別代表(若干名)を置く。本代表は、理事および前項の代表の 互選により決定する。
- (4) 代表は、本会の運営に最も重要な役割を持ち、年数回の代表会に参加し、積極的に 本会の発展に寄与する。

第5条(役員)

- (1) 本会の運営のため、名誉会長、会長、副会長(若干名)、理事(若干名)、および監事(若干名)を置く。任期は2年とし、重任はこれをさまたげない。
- (2) 機械系教室の現職教員は特別会員(現職教員)、旧教官・旧教員は特別会員(旧教官・旧教員)となり、この中より特別会員代表、および学内幹事を選ぶ。
- (3) 機械系教室内に事務局を置く。
- (4) 理事および監事は、代表会で代表の推薦により、これを決める。
会長は会長推薦委員会で推薦された次期会長候補者の合意を得て、理事会で決定する。
副会長は会長が指名のうえ、理事会で決定する。
会長推薦委員会、および選出規程は本項の付則として別途定める。
- (5) 本会に顧問を置くことができる。

第6条(会合)

本会の目的を達成するために、年1回の総会、および数回の会合を催す。

第7条(事業)

本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌の発行(年1回)
- (2) 会員名簿の発行(4年に1回)
- (3) 講演会および見学会の開催

第8条(会計)

本会の運営費は、会員またはその所属する企業団体の寄付金、KTC 本部からの配分金、および会員 一般よりの会費ならびに特別徴収金でまかなう。この経理は、監事がこれを監査するものとする。

第9条(支部)

本会は、必要と認めた地方に支部を設けることがある。

第10条(会則の改正)

会則の改正は、総会の承認を必要とする。

注記1. 昭和 62 年3月 26 日施行

注記2. 平成9年3月 26 日一部改正

- 1) 第4条 クラス幹事の位置づけを明確にする
- 2) 第5条(1) 名誉会長を置く。

注記3. 平成 12 年3月 24 日一部改正

- 1) 第4条 講座・研究室単位の研究室幹事も置き、クラス幹事とともに、幹事と呼ぶ。
- 2) 第5条 監事(若干名)を置き、ともに幹事会の推薦による。
- 3) 第8条 会費をお願いし、監事が会計監査を行なう。

注記4. 平成 18 年3月 24 日一部改正

- 1) 第4条 「幹事」という呼称を「代表」に変える。
- 2) 第4条(3)項 “活性化の目的で、企業別代表を置く”ことを追加する。
- 3) 第5条(4)項 会長および副会長の選出方法の改正を図る。
- 4) 第7条 (3)項に、“講演会および見学会”を追加する。

注記5. 平成 21 年3月 25 日一部改正

- 1) 第5条(2)項 特別会員(旧教官・旧教員)制度発足に伴う追加。“旧教官・旧教員”とは、“旧神戸高等工業学校、旧神戸工業専門学校、神戸大学工学部機械工学系学科に3年以上在職の後、退官、退職、または転職された教授、助教授(准教授)、講師”を言う。